

鈴与電力 太陽光発電の余剰電力買取 サービス詳細

2020年5月

サービス提供条件	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備を設置し、かつ、一般送配電事業者の電力量計により買電量が計算できることを条件とし、鈴与電力㈱が発電余剰電力を買い取ることができるお客さま ・固定価格買取制度の買取期間満了を迎えたお客さま
サービス内容	お客さまの太陽光発電の余剰電力を以下の単価で買い取り、買電料金をお支払いします
買取事業者	鈴与電力㈱
取次事業者	鈴与商事㈱ ※ 鈴与商事㈱は鈴与電力㈱と取次委託契約書を締結しており、ご契約・お支払い等は鈴与商事㈱が行います。
ご契約	お客さま（発電者）と鈴与商事㈱（取次事業者）との契約
サービスご提供エリア	中部電力管内・東京電力管内（一般送配電事業者が中部電力パワーグリッド・東京電力パワーグリッドである地域）
お申込み方法	<ul style="list-style-type: none"> ①契約申込書（紙）の記入・郵送等 ②Web申込ページからの入力・送信
ご契約期間	買取開始日より1年間（以降、自動更新） ※ 契約期間満了日の1ヶ月前までにお客さま、鈴与電力㈱または鈴与商事㈱のいずれからも電力受給契約の終了通知がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに更新されます。
余剰電力買電単価	10.0円/kWh（消費税等相当額10%込み、非化石価値含む）
費用負担	原則、お客さまのご負担はありません
解約金	ありません
買電料金のお支払い方法	お客さまご指定の金融機関口座へお振込み（鈴与商事㈱がお振込みします）
買電料金のお支払い期日	<p>2月、8月の年2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 各お支払月の前月までに確認できた半年分の買電料金を、お支払い月の末日までにお支払いします。 ※ 一般送配電事業者から鈴与商事㈱への通知がない等、2月、8月の各前月までの買電料金が算定できない場合は、算定が完了している分の買電料金をお支払いすることになります。 ※ 契約が終了した場合も、お支払い期日は2月、8月となります。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本サービス内容は変更する場合があります。 ・切替手続き上、当サービスへの切替日が現在の買取事業者との受給契約満了日を超える場合があります。この場合、この期間は地域の電力会社が買い取りを行います。何らかの理由で無契約状態となる場合においては、鈴与電力㈱および鈴与商事㈱ともに、一切の責任を負いません。 ・太陽光発電設備の不具合および保守メンテナンス等について、鈴与電力㈱および鈴与商事㈱ともに、一切の責任を負いません。